

二 実施する区域
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
実施する区域

三 実施の期日
平成二十八年十一月十三日から同月三十一日までのいづれかの日

四 実施方法

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第三十条の規定により、次とおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百八十二号

家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法の実施……（畜産課）：一

告 示

号外第九十九号	平成二十八年 (月曜日) 十二月十二日
---------	---------------------------

消石灰等の消毒薬の家きんを飼養する農場内における家きん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布

青森県報

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株自 式番 会七 社号
定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行